

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を改正
する規程 ～抜粋～

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正

第 1 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（平成 28 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。


平成 30 年 12 月 1 日施行

第 2 条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 157.5」を「100 分の 167.5」に、「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。


平成 31 年 4 月 1 日施行

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。